

<< 事例 2 >> 家具製造業

B社は、婚礼家具を製造する従業員19名の工場ですが、数年前に特衛事業場に指定され、今回また監督署の是正勧告を受けたことから、労働衛生コンサルタントに改善指導を依頼しました。

①設備環境については、塗装場の局所排気装置の制御風速の改善、蛍光灯の増設による照度の改善、騒音区域における耳栓の着用等を実施しました。

②管理体制については、安全衛生管理規定の見直し、安全衛生推進者（課長2名）の任命と資格一覧表を作成しました。

③安全衛生教育については、作業手順書を掲示板方式（操作—安全—品質毎に明示）により48種類作成し、全78機械に取り付け、作業員に教育しました。

これらの対策の結果、作業環境はすべて第一管理区分、照度はすべて150ルクス以上となり、災害のない安全な職場となりました。